

さいたま市大宮区選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の第51回衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、在外選挙人が投票を行う期日前投票所を次のとおり指定する。

令和8年1月27日

さいたま市大宮区選挙管理委員会  
委員長 宮澤 則之

期日前投票所の場所 さいたま市大宮区役所内

大宮区選挙管理委員会事務局  
「告示期間の期限日（令和8年2月8日まで）」